

生産性向上に向けた設備投資に係る固定資産税特例について ～中小企業の設備投資を支援します！！～

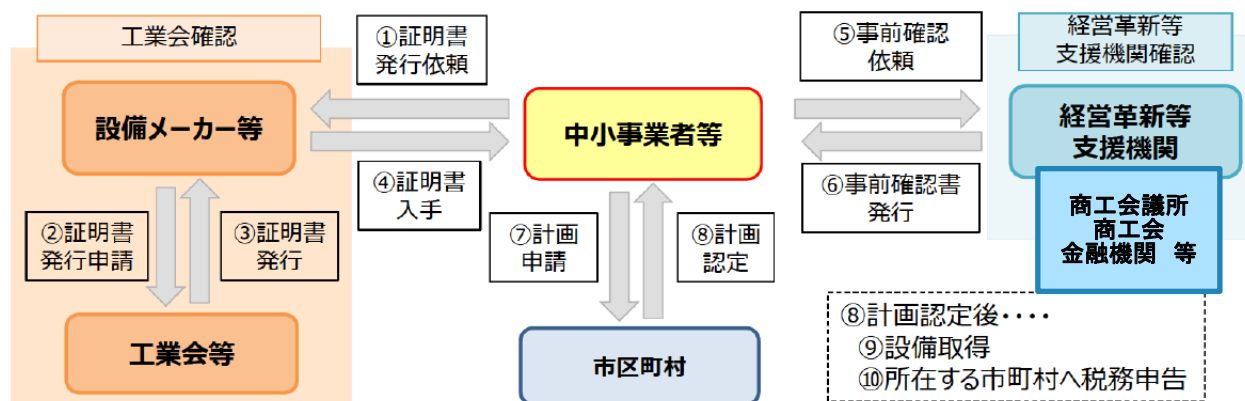
1. 制度の趣旨

国では、「生産性向上特別措置法」（6月6日施行）において、中小企業の生産性向上に向け、3年間（平成30～32年度）を「集中投資期間」として、設備投資に係る支援を行います。中津市は国の支援策と一体となって生産性向上を目指す中小企業を支援するため、本制度を積極的に活用することとし、一定の設備に対する固定資産税のゼロ特例（課税免除）の制度を創設しました。

2. 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時雇用する従業員が1,000人以下の法人 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 <small>※ただし、同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人若しくは2以上の大規模法人から2/3以上の出資を受ける法人は対象となりません。</small>
対象地域	中津市全域
労働生産性要件	導入計画期間（3～5年）において、労働生産性が年平均3%以上向上すること
対象設備	一定期間内に販売されたモデルで、生産性が旧モデルと比較して年平均1%以上向上する下記設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 <ul style="list-style-type: none"> 機械装置（160万円以上/10年以内） 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） 器具備品（30万円以上/6年以内） 建物附属設備（60万円以上/14年以内）
設備取得時期	計画認定日～平成33年3月31日
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産、販売活動の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと
特例措置	対象設備に係る固定資産税が3年間ゼロ（課税免除）となります

《固定資産税の特例について(スキーム図)》



【問合先】

商工振興課 担当：佐藤

(TEL：0979-22-1111・内線394)